

令和5年度第3回府中市行政不服審査会 議事録

1 日 時

令和5年10月2日（月）午後1時30分から午後2時40分まで

2 場 所

府中市役所おもや内

3 出席者

(1) 委員

上原 敏夫、大藏 隆子（会長）、佐藤 彰子、滝沢 昌彦、藤井 秀男

(2) 事務局（総務管理部法制文書課）

小林 一敦（法制文書課コンプライアンス等推進担当主幹）、伊藤 慎一郎（法制文書課長補佐兼コンプライアンス等推進担当副主幹）、川越 雄二郎（コンプライアンス等推進担当主査）

(3) 関係職員

ア 市民協働推進部広聴相談課

平野 妙子（広聴相談課長）、小川 敬義（広聴担当主査）

イ 福祉保健部障害者福祉課

宮崎 恵子（サービス支援担当主査）、来島 健太、小林 毅士

4 資 料

諮問書、審査請求書その他の審査請求人が提出した書類、審査請求に係る処分についての担当課の考えに関する書類、関係法令及び参考資料

5 内 容

(1) 開 会

事務局から開会の挨拶及び委員の出席状況の確認をした。

会長の進行により、府中市情報公開条例（以下「条例」という。）第32条第1項第2号及び第3号に基づき非公開とすること及び議事録は要点筆記とすることを決定した。

(2) 議 題

ア 令和5年4月20日付諮問書（5府総法第10号）に係る事項

第2回審査会からの引き続きの審議となるため、事務局から事案の概要及び前回審議事項の振り返りを行った後、審査請求人から追加提出された資料についての検討を行うため、関係職員に対し、条例第24条第4項に基づき、現在把握している事実を陳述させることを全会一致で決定した。

会長が、関係職員に対し、処分内容に変更がないことを確認した後、追加資料についての考え方を整理し、委員間において各論点につき検討・議論を行った。

会長が、前回までの審議で決定した内容について変更がないことを確認した後、答申案の内容について審議を行い、大きな修正点はないこと、また、細かな表現については会長に一任することを全会一致で決定した。

イ 令和5年6月22日付諮問書（5府総法第36号）に係る事項

第2回審査会からの引き続きの審議となるため、事務局から事案の概要及び前回審議事項の振り返りを行った後、関係職員に対し、条例第24条第4項に基づき、現在把握している事実を陳述させることを全会一致で決定した。

会長が、審査請求書等の内容を基に今回の論点を整理し、委員間において各論点につき検討・議論を行い、本件審議を終了した。

その後、会長を中心に協議を行い、答申の内容について全会一致で決定し、細かな修文については会長に一任する旨の決議を行った。

(3) 閉会

事務局が事務連絡を行い、会長の挨拶により閉会した。